

## 令和6年度寒河江市勤労者生活安定資金融資制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の勤労者に対して生活資金の融資を行うことにより勤労者の生活安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

### (取扱金融機関)

第2条 この要綱による取扱金融機関は、東北労働金庫寒河江支店（以下「労働金庫」という。）とする。

第3条 本融資に係る労働金庫での取扱上の名称は「寒河江市提携生活応援ローン」とする。

### (融資対象者)

第4条 融資対象者は、次の各号の条件を備える者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 組合組織のない企業に働く者
- (3) 同一事業所に1年以上勤務している者
- (4) (一社)日本労働者信用基金協会の保証を受けられる者
- (5) 原則として年収150万円以上の者
- (6) 返済が確実に認められる者
- (7) その他市長が必要と認めた者

### (融資条件)

第5条 融資の条件は、別表に掲げるとおりとする。

### (申込手続)

第6条 この制度による融資を受けようとする者は、労働金庫に対し、所定の申込手続を行うものとする。

### (融資決定の取消及び融資資金の返還)

第7条 市長は、資金の融資決定を受けた者又は資金交付を受けた者が、次の各

号のいずれかに該当するときは、既に行った融資決定を取消し、融資契約を解除し、及び直ちに交付した融資資金を返還させるものとする。

(1) 第4条の融資要件を欠いたとき。

(2) 申込内容について、虚偽があったとき。

(報告)

第8条 労働金庫は、この資金の融資状況を寒河江市勤労者生活安定資金融資状況報告書（別記様式）により毎月市長に報告しなければならない。

(調査)

第9条 市長は、必要に応じてこの要綱による融資状況について労働金庫の調査を行うことができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、当該融資に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別記様式第8条関係)

年 月 日

寒 河 江 市 長 殿

東北労働金庫寒河江支店

### 勤労者生活安定融資状況報告

寒河江市勤労者生活安定資金融資要綱により、下記のとおりご報告いたします。

記

( 年 月分)

(単位：円)

	件数	金額
前月末残高		
月中新規融資		
月中返済額		
当月末残高		

月中新規融資内訳				
債務者	氏名		融資額	
	住所			
債務者	氏名		融資額	
	住所			